

宮崎県の県立学校教職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画



令和 8 年 3 月
宮崎県教育委員会

目 次

はじめに	p 1
I 計画の概要	p 2～3
1 計画の趣旨	
2 期間	
3 「宮崎県教職員の勤務状況調査」から見える現状等	
II 数値目標（令和8～12年度）	p 3～4
【目標1～6】	
III 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	p 5～11
1 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し	
【教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務】	
【教師以外が積極的に参画すべき業務】	
【学校以外が担うべき業務】	
2 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組	
IV 関連する取組、今後のフォローアップ等について	p 12

資料編

- ＜資料1＞ 在校等時間の定義及び把握等について
- ＜資料2＞ 校長の取組に係る年間フローについて
- ＜資料3＞ 各学校の取組について
- ＜資料4＞ チェックシート ※校長用
- ＜文部科学省資料＞ 学校と教師の業務の3分類
- ＜文部科学省資料＞ 教師の健康・福祉の確保に向けて ※校長先生等の皆様へ

はじめに

宮崎県教育委員会では、教育の質の向上を図っていくために教職員が児童生徒と真摯に向き合い、本来の教育活動に専念し、「やりがい」や「充実感」を感じながら、その能力を発揮できる「働きやすい環境づくり」の実現を目指して、平成31年3月に「学校における働き方改革推進プラン（令和3年3月改定）」、令和5年3月に「第二期 学校における働き方改革推進プラン」を策定し、学校、県及び市町村教育委員会が一体となって、学校における働き方改革に取り組んできました。

この間、学校は、コロナ禍における教育活動の見直しに加え「いじめ・不登校」など様々な教育的課題への対応を求められ、学校を取り巻く環境は、より複雑化・多様化している状況にあります。

また、GIGAスクール構想の進展や生成AIの活用等、学校現場の急激な変化が進み、教職員に求められる業務も質・量ともに変化している現状があります。

県立学校における時間外在校等時間の状況の推移を見ると、これまでの様々な取組により、全校種において減少傾向ではあるものの、依然として「月45時間」を超える教職員の割合が3割を超えており、心身への負担増加や教育活動の質の低下、教職の魅力低下が深刻な課題となっています。

そのような中、令和7年6月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下、「給特法」という。）が一部改正され、服務監督権者である教育委員会に「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定が義務づけられました。本計画は、この法改正を機に「学校と教師の業務の3分類」を改めて整理し、時間外在校等時間の確実な縮減を図るために策定したものです。

今後、新たな視点で教師が本来担うべき役割や業務を見直すとともに、教師の専門性を高めるための時間を確保できる環境整備や意識改革を進めていくことが不可欠です。

併せて、社会の変化に対応できる持続可能な学校の在り方を考えるきっかけとすることも期待されています。

教職員・学校・教育委員会が一体となり、家庭・地域・関係機関等と連携・協働し、「児童生徒のため」「教職員自身のため」「学校のため」になる働き方や職場環境等について共に考え、全ての教職員が「やりがい」と「充実感」をもって働ける学校づくりを推進していきましょう。

I 計画の概要

1 計画の趣旨

本計画は、県立学校教職員一人一人の業務量の縮減や健康確保に向けた取組の推進等により、教職員が授業を中心とした質の高い教育活動に専念できる環境を構築し、「学校における教育の質の向上」と「児童生徒の教育の充実」を図ることを目的として策定するものである。

なお、各学校においては、校長のリーダーシップの下、限られた時間の中で児童生徒等の資質能力を育む上での教育活動の優先事項を見定めるとともに、それを踏まえた校務分掌の構築や、家庭・地域との連携・協力の推進等を通じて業務量を適正に管理し、教職員が業務に費やす時間の縮減に向けた取組を推進することとする。

また、本計画については、令和7年6月に成立した給特法の一部改正を踏まえて策定するものであり、取組推進や数値目標の達成状況等を適宜検証し、必要に応じて改定を行う。

2 期間

令和8年度から12年度までの5年間

3 「宮崎県教職員の勤務状況調査」から見える現状等

(1) 県立学校教職員の時間外在校等時間の状況等

※ 高等学校については、県立中学校及び中等教育学校の教職員を含む

1 箇月あたりの時間外在校等時間 45時間超の割合		令和4年10月 実績値	令和7年10月 実績値
校長	高等学校	30.6%	27.0%
	特別支援学校	8.3%	25.0%
副校長・ 教頭	高等学校	54.3%	47.4%
	特別支援学校	83.3%	77.8%
教諭等	高等学校	47.3%	46.3%
	特別支援学校	15.3%	12.6%
事務職員	高等学校	6.7%	7.2%
	特別支援学校	16.7%	13.7%

令和4年度の結果を現況値として、令和5年度より「第二期 学校における働き方改革推進プラン」に取り組んできたが、依然、「1 箇月の時間外在校等時間45時間超」の割合が多い状況にある。

特に高等学校においては、副校長・教頭、教諭等の約半数が、特別支援学校においては、副校長・教頭の約8割が「1 箇月の時間外在校等時間45時間超」の状況である。

このことから、高等学校の副校長・教頭、教諭等、特別支援学校の副校長・教頭の時間外在校等時間の縮減について、特に注力する必要がある。

(2) 時間外在校等時間の多い職種等における時間外在校等時間の主な業務内容
【高等学校】

職種等	令和7年度調査	回答率 ※上位3つ
副校長・教頭	①事務（学校経営）	17.9%
	②保護者等対応	14.3%
	③事務（調査・照会等）	10.7%
教諭等	①授業準備	31.0%
	②部活動・クラブ活動	22.7%
	③事務（校務分掌）	19.0%

副校長・教頭においては、「事務（学校経営）」「保護者等対応」「事務（調査・照会等）」が上位を占めたが、その他、「所属職員の服務・労務管理」や「PTA活動」等についても一定数の回答があったことから、複合的な業務過多が要因であると思われる。

教諭等については、「授業準備」が最も多く、勤務時間中に時間を確保することが困難な状況にある。また、「部活動・クラブ活動」については、勤務時間外に練習時間等が設定されている現状が多くあり、部活動の指導後に「授業準備」に取り組む職員も多い状況にある。

【特別支援学校】

職種等	令和7年度調査	回答率 ※上位3つ
副校長・教頭	①事務（その他全般）	23.5%
	①所属職員の服務・労務管理	23.5%
	③所属職員への指導・助言	17.6%

副校長・教頭においては、「事務（その他全般）」と「所属職員の服務・労務管理」が回答率の上位を占めた。その他、高等学校の副校長・教頭と比して、時間外在校等時間が多い要因として、警備員の未配置により校舎の施錠等を担当する機会が多いことも要因と思われる。

Ⅱ 数値目標（令和8～12年度）

【目標1】1箇月あたりの時間外在校等時間45時間超の教職員割合0%

Ⅰ 箇月あたりの時間外在校等 時間 4 5 時間超の割合		令和7年度実績値 ※下記右欄は県立計		R8年度 目標値	R9年度 目標値	R10年度 目標値	R11年度 目標値
校長	高等学校	27.0%	26.5%	15%	10%	5 %	0%
	特別支援学校	25.0%					
副校長・ 教頭	高等学校	47.4%	54.7%	40%	25%	10%	0 %
	特別支援学校	77.8%					
教諭等	高等学校	46.3%	35.4%	25%	15%	5 %	0 %
	特別支援学校	12.6%					
事務職員	高等学校	7.2%	8.6%	5%	0 %	0 %	0%
	特別支援学校	13.7%					
県立学校全体			33.9%	25%	15%	5 %	0 %

※令和7年度実績値は、県教委が令和7年10月に実施した「令和7年度 教職員の勤務状況調査」より

【目標２】 年次有給休暇取得日数、年平均２０日以上

年間の年次有給休暇平均取得日数	令和６年実績値	R８年 目標値	R10年 目標値	R12年 目標値
県立学校全体	13.2日	16日	18日	20日

【目標３】 ストレスチェックにおける高ストレス者の割合８％以下

ストレスチェックにおける 高ストレス者の割合（％）	令和７年度実績値	R８年度 目標値	R10年度 目標値	R12年度 目標値
県立学校全体	14.8％	12％	10％	8％

【目標４】 ストレスチェックにおける総合健康リスク値９５以下

ストレスチェックにおける 総合健康リスク値	令和７年度実績値	R８年度 目標値	R10年度 目標値	R12年度 目標値
県立学校全体	96.6	96	95.5	95

※総合健康リスク値とはストレスチェックにおける「仕事の量・裁量度」及び「職場の支援」の結果から、算出された値であり、全国平均が100となる。健康リスクの数値が低いほど、その職場はストレスによる健康リスクが低い。

【目標５】 「誇りややりがいを持って仕事を行うことができますか」という質問項目に、「できている」「ある程度できている」と回答した割合９５％以上

「できている」「ある程度できている」と回答した割合	令和７年度実績値	R８年度 目標値	R10年度 目標値	R12年度 目標値
県立学校全体	78.3％	85％	90％	95％

※令和7年度実績値は、「みやぎきの教育に関する調査」より

【目標６】 「ワーク・ライフ・バランスのとれた生活を送ることができますか」という質問項目に、「できている」「ある程度できている」と回答した割合８０％以上

「できている」「ある程度できている」と回答した割合	令和７年度実績値	R８年度 目標値	R10年度 目標値	R12年度 目標値
県立学校全体	53.0％	60％	70％	80％

※令和7年度実績値は、「みやぎきの教育に関する調査」より

Ⅲ 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

各学校においては、校長のリーダーシップの下、各学校の校種や設置学科等の実態に合わせ、教育委員会・地域・保護者等と密に連携を図りながら、以下に記載した取組を推進する。

また、教育委員会は、各施策の推進とともに、各学校における取組の推進状況や教職員の勤務時間のモニタリング等に努め、必要に応じて各学校を支援する。

※「具体的な取組及び目標等」における取組主体の略称

【全学校】全県立学校 【高校等】高等学校・中等教育学校（後期課程）

【県立中等】県立中学校・中等教育学校（前期課程） 【特支】特別支援学校

【県教委】県教育委員会

1 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

【教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務】

○ 副校長・教頭の業務負担の軽減

全学校

【具体的な取組及び目標等】

- ・ 校長のマネジメントの下、「文書受付や各種調査・照会事務」、「PTAや地域連携活動」、「学校の解錠・施錠」等、副校長・教頭の負担が大きい業務について、管理職間や事務長・事務職員及び、主幹教諭等との業務分担を推進する。

○ 部活動に関するガイドラインの遵守

全学校

【具体的な取組及び目標等】

- ・ 週2日以上 の休養日が設定されている部活動の割合を、令和10年度までに80%、令和12年度までに100%とする。

○ 教員一人あたりの授業・会議等時間数の適正化

高校等

【具体的な取組及び目標等】

- ・ 教員の授業・会議等時間数の見直しを適切に進めることにより、教員一人あたりの授業・会議等時間数を、令和10年度までに週20時間以下、令和12年度までに週18時間以下に縮減する。

○ 年間あたりの会議時間の縮減

高校等

【具体的な取組及び目標等】※令和7年度比

- ・ 年間あたりの会議時間について、会議の廃止・統合、及び毎週開催から隔週開催への変更や50分を30分に短縮するなどの取組を進め、令和10年度までに30%以上、令和12年度までに50%以上縮減する。

○ 勤務時間外における教育課程外学習時間（課外）の縮減

高校等

【具体的な取組及び目標等】※令和7年度比

- ・ 勤務時間外における教育課程外学習時間（課外）を、令和10年度までに30%以上、令和12年度までに50%以上縮減する。

○ 部活動数の削減

高校等

【具体的な取組及び目標等】※令和7年度比

- ・ 運動部・文化部問わず部活動の再編等に向けた検討を進め、令和10年度までに方向性を決め、令和12年度までに部活動数を30%削減する。

○ 校務DXによる業務プロセスの見直し

全学校

【具体的な取組及び目標等】

- ・ 宮崎県「校務DX2026～2027」の基本方針に基づき、校務のデジタル化・効率化を進め、教職員の業務負担軽減を図るため、校務DXにおける「宮崎県版12のやめることリスト」の取組を全ての県立学校で実施する。
- ・ 「家庭・学校間の業務のデジタル化」として、欠席連絡の受付や各種調査・アンケート、保護者との日程調整や連絡文書等の実施方法を見直し、電話連絡や紙での配布・回収をやめ、クラウドツール等を活用して、業務の削減・効率化を行う。
- ・ 「校内・情報管理のデジタル化」として、各種調査・アンケートや会議資料の配布、行事日程や施設利用の管理、教材保管等の方法について、紙での配布・回収・管理や手入力の重複をやめ、クラウドツール等を活用して、業務の削減・効率化を行う。

（参考）宮崎県版12のやめることリスト

【家庭・学校間の業務のデジタル化】

- ① 電話等による児童生徒の欠席連絡等の受付
- ② 電話や書面による保護者との日程調整
- ③ 紙での保護者への調査・アンケート
- ④ 紙での各種調査票等の学校から保護者への配布・保護者から学校への回収
- ⑤ 学校から保護者へ発信するお便り等の紙での配布
- ⑥ 学校徴収金の現金徴収

【校内・情報管理のデジタル化】

- ⑦ 紙での教職員への調査・アンケート
- ⑧ 紙での児童生徒への調査・アンケート
- ⑨ 職員会議等資料の紙での共有
- ⑩ 紙での学校内外の行事日程や特別教室等に係る利用予約等の管理
- ⑪ 教職員が作成した教材等の各自での保存
- ⑫ 新入学児童生徒の名簿情報の校務支援システムへの不必要な手入力

- ・ 令和10年度末までに「やめることリスト」10項目以上、令和12年度までに12項目（100%）を達成する。

※「完全に実施」または「半分以上実施」と回答した学校の割合

○ 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の積極的な活用

県教委

全学校

【具体的な取組及び目標等】

- ・ 令和7年度に全県立学校に導入した学校運営協議会において、好事例等を持ち寄り情報共有する研修会等を行うなど、理解促進を図る。
- ・ 各学校においては、学校運営が円滑に機能するよう、学校運営協議会の機能を活用し、保護者・地域による学校支援の推進を図る。

○ 生成AIを活用した校務の効率化

県教委

全学校

【具体的な取組及び目標等】

- ・ 令和7年度指定の生成AI校務利用パイロット校の成果を、全ての県立学校に普及・展開し、校務の効率化を図る。
- ・ 生成AIによる授業教材・指導案作成、文書作成等の活用事例を整理・モデル化し、全ての県立学校で共有し、生成AIの活用に係る教職員対象の研修を実施（年4～5回を想定）する。
- ・ 令和10年度までに、教職員の半分以上が生成AIを校務で活用する割合を90%以上、令和12年度末までに100%とする。

○ デジタル採点・校務支援システムの導入及び活用の推進

県教委

全学校

【具体的な取組及び目標等】

- ・ フルクラウド型の次世代校務支援システムの導入にあたっては、出欠管理、成績管理、指導要録のデジタル化・一元化により、業務分担及び業務の負担軽減が一層図られるよう、令和8年度に初期構築（県立高校は現行システムからの移行、特別支援学校は新規導入に係る環境構築）を行い、令和9年度以降、各学校による運用を開始する。

○ 学校業務の負担軽減や生徒及び教職員の支援強化を目的とした
就職支援エリアコーディネーター等外部・校内人材の配置

県教委

全学校

【具体的な取組及び目標等】

- ・ 令和8年度から県キャリア教育支援センター（県教育研修センター内に設置）に未来創造支援コーディネーターを配置し、生徒の在り方・生き方を支えるキャリア教育の充実を図るとともに、校内外の関係者と連携して生徒の主体的な進路・生活設計を支援する。
- ・ 高等学校においては、就職支援エリアコーディネーターの効果的活用により、生徒・保護者・教職員が県内企業への理解を深める取組を推進する。
- ・ 特別支援学校及び高等特別支援学校においては自立支援推進員を配置し、障がいのある生徒の一般就労先の開拓や定着支援を積極的に行う。

○ 教職員研修の実施方法見直しによる負担軽減

県教委

【具体的な取組及び目標等】

- ・ 教職員研修についてオンライン研修の最適化やオンデマンド研修の充実に取り組み、研修の質を確保しつつ、出張等に要する時間の削減など、研修受講の負担を軽減する。
- ・ 令和8年度中に、改めて、県教育委員会が行う全ての研修の実施方法を点検し、見直し可能なものは実施方法を変更する。令和9年度には、見直し・変更した新たな方法での研修を実施する。

○ 学校への調査・照会、学校に求める提出書類等の削減・効率化

県教委

【具体的な取組及び目標等】

- ・ 令和8年度中に、県教育委員会が行う全ての学校への調査・照会について、その内容・頻度・方法等を点検・把握し、必要性等を踏まえながら着手可能なものから順次、削減・効率化を行う。併せて、学校への文書発出、学校に求める提出書類等の効率化に努める。
- ・ 令和9年度以降、調査・照会等の業務量が増加することがないように総量管理を行い、DXの推進による実施方法等の効率化に努める。

○ 高校入試の改善やデジタル採点、WEB出願の導入等による高校入試業務の負担軽減

県教委

【具体的な取組及び目標等】

- ・ 高校入試の改善について、入試業務全般における負担軽減の視点も踏まえながら改善を進める。
- ・ デジタル採点については、令和8年度の高校入試より導入し、各学校の採点時間の短縮とともにファイル提出などの業務を省略化し、負担軽減を図る。また、高校入試の分析においても効果的に活用する。
- ・ WEB出願については令和9年度入試からの導入を目指して進め、中学校教職員の出願書類作成時の指導等や、高校教職員の受付時の事務手続き等について、負担軽減を図る。

【教師以外が積極的に参画すべき業務】

○ 事務職員の学校経営業務等への参画

全学校

【具体的な実施内容・計画等】

- ・ 校長のマネジメントの下、「文書受付や各種調査・照会事務」、「PTAや地域連携活動」「学校の解錠・施錠」等、副校長・教頭の負担が大きい業務について、事務職員の参画を推進する。

- 部活動指導員の適正な配置の継続及び、高等学校における今後の部活動の在り方等についての検討

県教委

【具体的な実施内容・計画等】

- ・ 令和８年度に教育委員会内でワーキンググループをつくり、高校教育の魅力化と並行し、部活動そのものの在り方や各学校の部活動数等についての議論を進める。
- ・ 部活動指導員の増員及び大会の在り方等の見直しについて、関係機関と協議を進める。

- 県立学校を対象としたICT業務支援のヘルプデスク設置

県教委

【具体的な実施内容・計画等】

- ・ 県立学校を対象としたヘルプデスクを令和８年度に設置し、次の業務を委託することで各学校のＩＣＴ担当教員の保守・管理業務を軽減する。
 - ①職員及び生徒用アカウントの管理に係る業務
 - ②学校への出張支援（各県立学校 年１回／計５２回を予定）
 - ③その他、学校からの問い合わせ相談の対応
- ・ 令和８年度においては、「ヘルプデスクの設置により業務が軽減された」と感じるＩＣＴ担当職員の割合が８０％以上、令和１０年度においては１００％となることを目指す。

【学校以外が担うべき業務】

- 放課後から夜間などにおける校外の見回り対応

全学校

【具体的な実施内容・計画等】

- ・ 放課後から夜間における見回りについては、青少年育成連絡協議会等が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・ 勤務時間外における校外の見回りについては、原則教職員が行わないこととし、保護者や関係機関等に対して、ＰＴＡ総会や学校運営協議会などにおいて説明し、理解を得る。

- 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

特支・県立中等

【具体的な実施内容・計画等】

- ・ 通学路の見守り活動を教職員が担っている際は、学校運営協議会における熟議などを通して、保護者や地域ボランティア等による通学路の見守り活動を実施する。

- 保護者等からの過剰な要望や不当な要求等、学校での対応が困難な事案
対応への支援

県教委

【具体的な実施内容・計画等】

- ・ 全県立学校の管理職等を対象に、学校経営上必要となる法的知識や困難な事案への対応力の向上を目的とした法律研修を実施する。
(令和8年度は、学校種毎に年2回オンラインで実施する。)
- ・ 学校だけでは対応が困難な保護者等からの過剰な要望や不当な要求等、法律的な支援が必要な事案に対し、弁護士による助言等を行うなど、学校と保護者等とのトラブルに対する法的対応力の強化を図る。
- ・ 生徒や教職員、保護者を対象に、いじめやネットトラブルの未然防止等をテーマとした弁護士等による出前授業を実施する。
(令和8年度は、年9回の実施を目標とする。)

2 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- リフレッシュディやリフレッシュウィークの設定

全学校

県教委

【具体的な実施内容・計画等】

- ・ 校長のマネジメントの下、各学校において、週1回以上のリフレッシュディ（定時退校日）を設定するとともに、学校独自の閉庁日やリフレッシュウィークを設定する。
- ・ 各年度に実施する「教職員の勤務状況調査」において、各学校の実施状況を集約するとともに、好事例等を各学校に共有する。

- フレックスタイムの活用等による教職員の柔軟な働き方の推進

全学校

県教委

【具体的な実施内容・計画等】

- ・ 校長のマネジメントの下、フレックスタイムの効果的な活用等による柔軟な働き方を推進する。
- ・ 各年度に県教委が実施する「教職員の勤務状況調査」において、フレックスタイムの活用状況を集約するとともに、好事例等を各学校に共有する。

※上記の「フレックスタイム」は、県教委が独自に実施している最大60分の時差出勤（早出・遅出）のことを指す。

- ストレスチェックの効果的な活用

県教委

【具体的な実施内容・計画等】

- ・ ストレスチェックの受検率について95%以上を保持するとともに、実施後の集団分析の結果等を活用した職場環境の改善を推進する。
- ・ ストレスチェックの実施期間中、定期的に各学校の回答率を周知するとともに、回答を促進する。

○ 時間外在校等時間が長時間となっている教職員の健康障害を予防するための
取組

県教委

【具体的な実施内容・計画等】

- ・ 長時間労働による健康リスクについて、全職員に周知し、長時間労働の抑制を図る。
- ・ 令和８年度は、時間外在校等時間が１箇月１００時間、又は２から６箇月間の平均が８０時間を超えた教職員に対し、長時間労働の現状及びそれによる健康リスクを通知する。また、当該職員に疲労蓄積及びうつ病等に関する自己診断を実施し、その結果、疲労度が高い及び、うつ病等の可能性があるかと判定された職員について保健指導員によるヒアリングを行い、医師による面接指導を勧奨する。
- ・ 令和９年度以降は、教職員の時間外在校等時間が減少するのに合わせ、前段の措置を行う基準について検討を行う。

○ 心身の健康問題についての相談窓口設置

県教委

【具体的な実施内容・計画等】

- ・ 教職員経験者又は臨床心理士による相談室を定期的開設し、教職員への周知を積極的に行い、利用しやすい環境づくりを行う。
- ・ 現在も実施している定期健康診断の結果に基づく保健指導員による保健指導について、令和８年度より、各学校を訪問し、希望者に直接指導を行うことで、より細やかな指導を実施する。また、定期健康診断結果の見方について、周知を行い、職員の健康に対する意識向上を図る。

○ 新規採用職員を主な対象とした相談支援の実施

県教委

【具体的な実施内容・計画等】

- ・ 教職員経験者によるアウトリーチ相談支援の体制を整備し、新規採用職員については、必ず年１回の相談支援を行い、希望又は必要性がある場合には、複数回実施する。（新規採用職員以外の教職員についても、希望者について、アウトリーチ相談支援を実施）

Ⅳ 関連する取組、今後のフォローアップ等について

【計画の着実な実行及び進捗管理等】

- 計画の着実な実行に向け、全県立学校教職員の在校等時間の状況をグループウェアで毎月把握するとともに、数値目標の達成状況や各取組の推進状況等を把握するなど、進捗管理を徹底する。

【計画の周知・広報等】

- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え、各学校へ本計画を周知する。
- 保護者、地域の理解を促進するため、知事部局の関係課等とも連携し、保護者やPTA組織、及び地域の各自治会等に対して本計画の周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

【各学校への支援等】

- 各県立学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に対する聞き取りを行う。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対して、当該校に対する個別の支援・指導を実施する。
- 管理職向けのマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。

【関係機関等との連携及び結果の広報・報告等】

- 知事部局や関係機関との連携により、各学校における児童生徒等の支援にあたる人材の確保に努める。
- 宮崎県高等学校PTA連合会や宮崎県特別支援学校PTA連絡協議会等とも連携し、学校と家庭・地域との役割分担等についての理解促進や取組の周知を図る。
- 毎年度、数値目標の達成状況や各取組の推進状況等について、県のホームページで公表するとともに、定例教育委員会及び総合教育会議において報告する。